

新潟県ふぐ処理責任者認定試験実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟県ふぐの取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第1号に規定する新潟県ふぐ処理責任者認定試験（以下「認定試験」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(認定試験を実施する団体の指定等)

第2条 知事又は知事が指定した団体（以下「指定団体」という。）は、認定試験を実施するものとする。

- 2 指定団体は、食品衛生に関する事業を行うことを目的とする団体であって、認定試験が適正に実施できるものと知事が認め指定した団体とする。
- 3 前項の規定により知事の指定を受けようとする団体は、ふぐ処理責任者認定試験実施団体指定申請書（第1号様式）に認定試験開催計画書を添えて知事に申請するものとする。
- 4 知事は、前項の申請に基づき団体を指定したときは、ふぐ処理責任者認定試験実施団体指定書（第2号様式）を申請団体宛て交付するものとする。

(試験委員会の設置)

第3条 知事又は指定団体は、認定試験を適正に実施するため、試験委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会を構成する委員は、ふぐに関する知識及び技術に優れた者及び食品衛生行政担当者のうちから知事又は指定団体が選任する。

(試験の科目)

第4条 認定試験は、次の各号に掲げる科目について行うものとし、時間は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学科試験 90分
- (2) 実技試験
 - ア ふぐの種類の見分け 5分
 - イ ふぐの処理と見分け 20分

- 2 学科試験及び実技試験の審査は別紙1により行うものとする。
- 3 前項に規定する審査のうち、実技試験に係る審査を行う者は、ふぐに関する知識及び技術に優れた者のうちから知事又は指定団体が選任する。

(認定試験の受験手続)

第5条 認定試験を受けようとする者は、ふぐ処理責任者認定試験受験申込書（第3号様式）を知事が行う試験にあつては、知事に、指定団体が行う試験にあつては、当該団体に提出するものとする。

(報告)

第6条 指定団体は、認定試験を実施したときは、速やかにふぐ処理責任者認定試験実施報告書（第4号様式）及び当該年度の認定試験合格者の一覧を知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別紙1（第4条関係）

学科及び実技試験審査基準

1 学科試験

(1) 科目及び配点

各科目の配点は、次表を基準に行うものとする。

科目	問題数	配点	満点
水産食品の衛生に関する知識	4問	各4点	16点
関係法規	6問	各4点	24点
ふぐの種類と鑑別	4問	各3点	12点
ふぐの処理と鑑別	8問	各3点	24点
ふぐの一般知識	8問	各3点	24点
合計	30問	—	100点

(2) 出題方法

- ① 出題形式は多肢択一式の客観的試験とする。
- ② 要綱で定める用語はその定義で用い、また、ふぐの名称は標準和名を用いる。

(3) 試験時間

90分間

(4) 試験内容

試験科目ごとに次表の出題範囲の中から出題する。

科目	出題範囲
水産食品の衛生に関する知識	食中毒統計、食品衛生の意義、飲食に起因する衛生上の危害、食品の腐敗、変敗及び保存方法、公衆衛生上講ずべき措置、施設の衛生管理 等
関係法規	食品衛生法、新潟県食品衛生法施行条例、新潟県ふぐの取扱いに関する要綱 等
ふぐの種類と鑑別	処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び部位（海域を含む）、ふぐの種類と鑑別
ふぐの処理と鑑別	有毒部位の除去に係る留意事項、凍結ふぐの取扱い、有毒部位の処分、ナシフグの取扱い、卵巣及び皮の塩蔵処理、ふぐ処理施設
ふぐの一般知識	ふぐの名称（標準和名）、ふぐの表示、ふぐの特徴、ふぐの解剖学、ふぐの寄生虫、ふぐ毒、ふぐ毒による食中毒の特徴及び発生状況、輸入ふぐの取扱い、ふぐの雑種

2 実技試験

(1) 科目及び配点

各科目の配点は次表を基準に行うものとする。

科目	配点
ふぐの種類鑑別（以下「鑑別試験」という。）	100点
ふぐの処理と鑑別（以下「処理試験」という。）	100点

(1) 鑑別試験

① 使用するふぐの種類

「ふぐの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環境乳第59号厚生省環境衛生局長通知（最終改正：令和2年5月1日生食発0501第9号））の別表1及び別表1の2に掲げる種類とする。

② 実施方法

実物5種類以上のふぐを鑑別し、その標準和名を回答する。

③ 制限時間

5分間

(2) 処理試験

① 使用するふぐの種類

2-(1)-①に同じ

② 実施方法

衛生面に注意を払い、用意された丸ふぐ一匹をさばき、可食部位と不可食部位に区別する。内臓等については、臓器の名称（卵巣、精巣、肝臓、腎臓、心臓、脾臓、胆のう、胃腸、粘膜、眼球、えら）が記入されている名札の中からそれぞれ該当するものを選び、各臓器の上に置き、識別する。

③ 制限時間

20分間

④ 審査内容

項目ごとに次表の内容を審査する。

項目	内容
衛生的な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手指の洗浄、清潔 ・ 着衣の清潔 ・ 包丁、布巾、まな板の衛生的な取扱い ・ 調理台周囲の整理整頓等
解体処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な解体処理
鑑別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内臓等の適正な鑑別

3 合格判定

学科試験及び実技試験の双方で合格基準を満たした者を認定試験合格とする。

(1) 学科試験の合格基準

60 点以上を得た者を合格とする。ただし、各科目の点数が著しく低い場合は得点に関わらず不合格とする。

(2) 実技試験の合格基準

鑑別試験及び処理試験の双方でそれぞれ 60 点以上を得た者を合格とする。ただし、処理試験において不可食部位を可食部位と鑑別するなど、ふぐの処理において著しく確実性を欠くと認められる場合は得点に関わらず不合格とする。

別記様式第1号（第2条第3項関係）

年 月 日

新潟県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

ふぐ処理責任者認定試験実施団体指定申請書

新潟県ふぐ処理責任者認定試験実施要領第2条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 実施年度

2 実施内容

認定試験	実施日時	
	会場	
試験委員会の設置		有 ・ 無

3 添付書類

- ・ 認定試験開催計画書

別記様式第2号（第2条第4項関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

所在地
名称

新潟県知事 印

ふぐ処理責任者認定試験実施団体指定書

年 月 日付け（第 号）で申請の件について、新潟県ふぐ処理責任者認定試験実施要領第2条第4項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 実施年度
- 2 実施内容

別記様式第3号（第5条関係）

様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

ふぐ処理責任者認定試験受験申込書

〇〇年度新潟県ふぐ処理責任者認定試験を受験したいので、新潟県ふぐ処理責任者認定試験実施要領第5条の規定により、申し込みます。

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

新潟県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

ふぐ処理責任者認定試験実施報告書

新潟県ふぐ処理責任者認定試験実施要領第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施年月日

2 実施場所

3 受験者数 人

合格者数 人 （合格率 %）

4 添付書類

当該年度のふぐ処理責任者認定試験合格者の一覧